

2019年5月13日

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区日本大通17番地

**株 式 会 社 ス リ ー エ フ**

代表取締役社長 山 口 浩 志

## 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ロイヤルパークホテル2階 芙蓉の間  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  - 1 第38期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  - 2 第38期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ

さいますようお願い申し上げます。

- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会の招集ご通知には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、従来の書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.three-f.co.jp/ir/library/index.html>

(添付書類)

## 事業報告

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、米国の通商政策をめぐる米中貿易摩擦や地政学的リスクの高まり、海外の政治・経済の不確実性により、先行きに対する不透明感は拭えない状況にあります。

小売業界におきましては、業態間競争の激化に加え、人手不足に伴う人件費の増加や原材料価格の上昇等により、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは「地域社会のより豊かな暮らしと幸福のためにご奉仕します」という経営理念に基づき、お客様と同じ地域の生活者としての視点を持って商売に取り組んでまいりました。

#### 当社グループ運営店舗の概況

##### [ローソン・スリーエフ]

株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます。）との合弁会社である株式会社エル・ティーエフが事業展開する「ローソン・スリーエフ」におきましては、「スリーエフ」からのブランド転換が概ね完了した後に迎える最初の事業年度となることから、ローソンの仕組みを学びながらその深化に努めることを目標としてまいりました。また、ブランド転換の効果でご来店いただくお客様の数が増加したことから、その機会を最大限に活かすため、加盟店の品揃えに対する経費支援などを積極的に行い、品揃えの充実を中心とした店舗内外のコンディション維持に注力してまいりました。

このような取り組みにより、ローソン商品とともにスリーエフ独自商品（チルド弁当、やきとり、もちぼによ等）の魅力をアピールし、ブランド転換後に初めてご来店いただいたお客様にも「また利用したい」と思っていただけのお店作りを行った結果、「スリーエフ」単独ブランドであったときと比較して店舗の売上高を大幅に向上させることができました。また、ブランド転換から1年以上が経過した店舗の平均売上高も前年を上回り好調に推移しております。

なお、店舗開発におきましては、当連結会計年度に繰り越されていた67店舗のブランド転換を中心として、68店舗を出店しました。一方で、ブランド転換の効果が薄く将来的に収益改善が見込めない店舗を2店舗閉鎖いたしました。これにより、当連結会計年度末の総店舗数は354店舗となっております。

#### [g o o z (グーツ)]

ベーカリーやお弁当を店内で調理し、あたたかさ、和み、やすらぎを感じいただける次世代型コンビニフォーマットとして、当社が事業展開する「g o o z (グーツ)」におきましては、これまで以上にコンビニエンスストアとの差別化を図るため、主力となる手作りおにぎりやお弁当などの店内調理品について、原材料の見直しや彩りへのこだわりなど、製造工程に“ひと手間”を加えて商品力を向上させました。また、パーキングエリア店舗では高速道路網整備が進み、これまでの行楽客層に加えて物流関係車両なども増加したことから、それぞれの店舗の使われ方の変化に合わせて、個店ごとのニーズに応じた商品開発・展開を行うなど、商品力の強化・品揃えの充実に注力してまいりました。

なお、店舗開発におきましては、出店・閉店を行わず、当連結会計年度末の総店舗数は3店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の営業総収入は、119億83百万円（前年比4.7%減）となりました（前年比減は、主にその他の営業収入の減少によるものです）。また、利益面では、67店舗のブランド転換に係る費用を計上しましたが、転換に係る費用を圧縮するとともに本部機能の縮小による本部経費の削減に努めたことから営業損失は2億83百万円（前連結会計年度は営業損失30億円）、経常損失は2億32百万円（前連結会計年度は経常損失28億84百万円）、当社のコンビニエンスストア事業の一部を会社分割によりローソンに承継した際の対価等2億77百万円を特別利益、減損損失等1億68百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1億67百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益5億69百万円）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、底堅い内需に支えられ、緩やかな景気回復が期待されるものの、海外の政治・経済の不確実性により、先行きが不透明な状況も続くものと予想されます。

また、コンビニエンスストア業界では、業界内の競争激化に加え、業態を超えた販売競争の激しさは増し、厳しい環境が続くものと考えております。

このような環境の下、当社グループは、「ローソン・スリーエフ」において、ローソンの「チェーン戦略」に軸足を置きながら「個店戦略」をバランス良く発揮することを目指してまいります。地域環境の変化を的確に捉え、お客様の多様なニーズにきめ細やかに応じていくために、個店ごとの品揃えを追求した過去の経験やgooz（グーツ）事業における次世代型コンビニフォーマットの取り組み、スリーエフの独自性商品（チルド弁当・やきとり等のオリジナル商品、BOOK・青果の強化店舗）を活かして、「店舗の個性」の“良い面”を打ち出すステップに漸次進んでいくことで、売上・収益性の向上を図ります。

また、ローソンと連携して「ローソン・スリーエフ」の事業展開の拡大と質の向上を進めるとともに、収益改善が見込めない店舗のリロケートも進めてまいります。

#### （継続企業の前提に関する重要事象等）

当社は、継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

しかし、当社はローソンとの間で締結した事業統合契約並びに吸収分割契約に基づき、ローソンより対価を受領していることから、資金面に支障はないと考えております。

また、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を早期に解消又は改善するため、当社は、「ローソン・スリーエフ」ブランドへの転換により、収益構造の改善に取り組んでおります。「ローソン・スリーエフ」へのブランド転換が完了した当連結会計年度においては、「ローソン・スリーエフ」事業は安定的に営業利益を生じていることから、今後も「ローソン・スリーエフ」の事業展開を拡大することで安定した収益確保と財務体質の改善が見込まれるものと考えております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、計算書類への注記は記載しておりません。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は1億1百万円であります。その主なものは、店舗に対する設備投資等が60百万円、本部事務所改装等が21百万円、自家発電装置等が19百万円となっております。

### (4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 35 期 (2016年2月期)	第 36 期 (2017年2月期)	第 37 期 (2018年2月期)	第 38 期 (2019年2月期)
売 上 高 (チェーン全店)	79,763	67,995	57,056	61,016
営 業 総 収 入	19,036	16,398	12,575	11,983
経 常 損 失	862	1,753	2,884	232
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	569	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	2,542	722	—	167
1株当たり当期純利益	—	—	75円12銭	—
1株当たり当期純損失	335円66銭	95円37銭	—	22円10銭
総 資 産	13,577	11,615	6,227	4,804
純 資 産	1,454	837	4,298	4,163
1株当たり純資産額	178円14銭	83円27銭	537円98銭	515円06銭

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①重要な親会社の状況

当社には、親会社はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エル・ティーエフ	50百万円	51.00%	コンビニエンスストア事業

上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は2社であります。なお、持分法適用会社及び特定完全子会社はありません。

(注) 前連結会計年度において主に不動産業を営んでいたスリーエフ・オンライン株式会社は、2018年5月24日付で宅地建物取引業を廃業しました。2018年5月25日以降は、事業活動を行っておりませんので、重要な子会社から除外しております。

## (7) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主たる事業としており、主な内容は次のとおりであります。

- ①食料品、衣料品、家庭用品、その他の百貨の小売
- ②書籍、新聞、切手等の販売
- ③酒類、塩、タバコ等の販売
- ④上記以外の各種商品小売及びサービス業
- ⑤流通業及びコンビニエンスストアに関する事業
- ⑥フランチャイズシステムによるコンサルタント業務及び投資に関する事業

## (8) 主要拠点等 (2019年2月28日現在)

### ①本 社 等

- ・株式会社スリーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- ・株式会社エル・ティーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地

### ②店 舗

所在地	店 舗 数 (g o o z)	店 舗 数 (ローソン・スリーエフ)
神奈川県	2店	167
東京都	—	92
千葉県	—	67
埼玉県	1	28
合 計	3	354

## (9) 従業員の状況 (2019年2月28日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
121名	0名

(注) 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が103名おります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
36名	△61名

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が40名おります。  
2. 減少の主な要因は、連結子会社への出向によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,574,695株（自己株式132,400株を除く。）  
 (3) 株主数 6,199名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 J M K 瑞 穂	2,702,360株	35.67%
菊 池 淳 司	384,923	5.08
株 式 会 社 ロ ー ソ ン	361,350	4.77
中 居 京 子	317,009	4.18
宇 佐 見 瑞 枝	264,191	3.48
株 式 会 社 S B I 証 券	197,200	2.60
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	147,800	1.95
中 居 勝 利	112,391	1.48
菊 池 瑞 穂	101,500	1.33
菊 池 早 苗	54,700	0.72

(注) 当社は、自己株式132,400株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	コーポレート統括兼商品統括株式会社エル・ティーエフ代表取締役社長	山口 浩志
取 締 役	富士シティオ株式会社代表取締役会長	菊池 淳司
取 締 役	日本紙パルプ商事株式会社社外取締役 富士シティオ株式会社社外取締役 株式会社日本製鋼所社外監査役	増田 格
取 締 役	鈴木伸佳法律事務所所長 俺の株式会社監査役	鈴木 伸佳
常勤監査役		古 莊 博 一
監 査 役	富士シティオ株式会社代表取締役社長	永田 俊雄
監 査 役	玉澤健児税理士事務所所長 富士シティオ株式会社社外監査役	玉澤 健児

- (注) 1. 取締役増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役古莊博一、玉澤健児の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役玉澤健児氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役増田格、取締役鈴木伸佳、監査役古莊博一、監査役玉澤健児の4氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。  
 5. 取締役菊池淳司氏は、2019年1月17日付で富士シティオ株式会社の代表取締役社長を退任いたしました。また、同日付で富士シティオ株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。  
 6. 取締役鈴木伸佳氏は、2018年7月10日付で俺の株式会社の社外取締役を退任いたしました。また、同日付で俺の株式会社の監査役に就任いたしました。  
 7. 監査役永田俊雄氏は、2019年1月17日付で富士シティオ株式会社の常務取締役を退任いたしました。また、同日付で富士シティオ株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	4名	38百万円
監査役	3名	10百万円

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役増田格氏は日本紙パルプ商事株式会社及び富士シティオ株式会社の社外取締役並びに株式会社日本製鋼所の社外監査役であります。なお、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。

社外取締役鈴木伸佳氏は俺の株式会社の監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役玉澤健児氏は富士シティオ株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

#### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

特になし

#### ③主な活動状況

地 位	氏 名	内 容
取 締 役	増 田 格	取締役会は17回開催中17回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。
取 締 役	鈴 木 伸 佳	取締役会は17回開催中16回出席し、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
監 査 役	古 庄 博 一	取締役会は17回開催中17回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。 監査役会は16回開催中16回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	玉 澤 健 児	取締役会は17回開催中15回出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適切な発言を行っております。 監査役会は16回開催中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### ④社外役員の報酬等の額

	人 数	支 給 額
社 外 役 員	4 名	18百万円

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

##### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

23百万円

###### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り額の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 法令・定款の遵守をコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
  - ・ 内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門及び社外通報機関を活用することで、法令及び定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼働及び風評リスク対策を進めています。
  - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察及び顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスク及びコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存及び管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
  - ・ 内部監査部門の内部監査により法令及び定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役及び常勤監査役へ通報します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
  - ・ 取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項及び重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
  - ・ 取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
  - ・ 取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付議基準及び決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程及び職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
  - ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定及びマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。
  - ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
  - ・連結対象子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。
- ⑥財務報告の適正性を確保するための体制
- ・適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
  - ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
  - ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。
- ⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフの選任、異動及び人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。
- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき及びその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告及び情報提供を行います。
- ⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。

- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役の職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。
- ⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・常勤監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
  - ・社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
  - ・社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①取締役の職務執行

- ・取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当連結会計年度におきましては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回、経営会議を12回開催しております。

### ②監査役の職務執行

- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

### ③内部監査の実施

- ・内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

### ④財務報告に係る内部統制

- ・財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項として位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら、経常損失及び当期純損失を計上したこと、及び収益構造の改善や財務体質の強化が最優先すべき経営課題であると考えること等から、当期末の配当金については誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期につきましては、ブランド転換がすべて完了し業績改善が見込まれることなどを総合的に勘案した結果、復配に向けての経営環境が整ったものと判断し、配当予想を中間3円、期末3円、年間合計6円としております。

## 連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,840</b>	<b>流動負債</b>	<b>577</b>
現金及び預金	3,612	買掛金	74
商品	86	未払金	294
貯蔵品	0	未払法人税等	6
前払費用	7	未払消費税等	93
未収入金	133	預り金	7
その他	0	賞与引当金	84
貸倒引当金	△0	その他	16
<b>固定資産</b>	<b>963</b>	<b>固定負債</b>	<b>63</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>564</b>	資産除去債務	9
建物及び構築物	107	長期預り保証金	50
工具、器具及び備品	132	その他	3
機械及び装置	19	<b>負債合計</b>	<b>640</b>
土地	304	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,893</b>
その他	0	資本金	100
<b>投資その他の資産</b>	<b>399</b>	資本剰余金	5,814
投資有価証券	40	利益剰余金	△1,934
敷金及び保証金	353	自己株式	△86
その他	18	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7</b>
貸倒引当金	△13	その他有価証券評価差額金	7
		<b>非支配株主持分</b>	<b>261</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,163</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,804</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,804</b>

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(自2018年3月1日 至2019年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営業収入</b>		
加盟店からの収入	8,718	
その他の営業収入	40	8,758
<b>売上高</b>		
売上高	(3,224)	3,224
<b>営業総収入合計</b>		<b>11,983</b>
<b>売上原価</b>	(2,371)	2,371
売上総利益	(852)	
<b>営業総利益</b>		<b>9,611</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		9,895
<b>営業損失 (△)</b>		<b>△283</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	5	
受取配当金	0	
受取賃貸料	10	
受取負担金	24	
その他	10	50
<b>経常損失 (△)</b>		<b>△232</b>
<b>特別利益</b>		
事業分離における移転利益	235	
賃貸借契約解約益	42	277
<b>特別損失</b>		
減損損失	116	
店舗閉鎖損失	13	
賃貸借契約解約損	36	
その他	2	168
<b>税金等調整前当期純損失 (△)</b>		<b>△123</b>
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	0	4
<b>当期純損失 (△)</b>		<b>△128</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		39
<b>親会社株主に帰属する当期純損失 (△)</b>		<b>△167</b>

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2018年3月1日 至2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年3月1日残高	100	5,814	△1,767	△86	4,061
連結会計年度中の 変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△167		△167
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額(合計)	-	-	△167	△0	△167
2019年2月28日残高	100	5,814	△1,934	△86	3,893

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2018年3月1日残高	13	13	222	4,298
連結会計年度中の 変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△167
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△6	△6	39	32
連結会計年度中の 変動額(合計)	△6	△6	39	△134
2019年2月28日残高	7	7	261	4,163

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	2,927	<b>流動負債</b>	257
現金及び預金	2,769	買掛金	74
商品	17	未払金	128
貯蔵品	0	未払法人税等	2
前払費用	5	預り金	7
未収入金	135	賞与引当金	24
その他	0	その他	19
貸倒引当金	△0	<b>固定負債</b>	63
<b>固定資産</b>	1,227	資産除去債務	9
<b>有形固定資産</b>	564	長期預り保証金	50
建物	107	その他	3
構築物	0	<b>負債合計</b>	320
工具、器具及び備品	132	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械及び装置	19	<b>株主資本</b>	3,826
土地	304	<b>資本金</b>	100
<b>投資その他の資産</b>	663	<b>資本剰余金</b>	2,941
投資有価証券	40	資本準備金	1,645
関係会社株式	269	その他資本剰余金	1,296
敷金及び保証金	352	<b>利益剰余金</b>	871
その他	5	利益準備金	91
貸倒引当金	△4	その他利益剰余金	779
		別途積立金	2,700
		繰越利益剰余金	△1,920
		<b>自己株式</b>	△86
		<b>評価・換算差額等</b>	7
		その他有価証券評価差額金	7
<b>資産合計</b>	4,154	<b>純資産合計</b>	3,834
		<b>負債・純資産合計</b>	4,154

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 損益計算書

(自2018年3月1日 至2019年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営業収入</b>		
営業収入	115	115
<b>売上高</b>		
売上高	(1,271)	1,271
<b>営業総収入合計</b>		<b>1,387</b>
<b>売上原価</b>	(786)	786
売上総利益	(484)	
<b>営業総利益</b>		<b>600</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		933
<b>営業損失(△)</b>		<b>△332</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2	
受取配当金	0	
受取賃貸料	10	
その他	8	21
<b>経常損失(△)</b>		<b>△311</b>
<b>特別利益</b>		
事業分離における移転利益	235	
賃貸借契約解約益	42	277
<b>特別損失</b>		
減損損失	116	
店舗閉鎖損失	13	
賃貸借契約解約損	36	
その他	2	168
<b>税引前当期純損失(△)</b>		<b>△201</b>
法人税、住民税及び事業税		2
<b>当期純損失(△)</b>		<b>△204</b>

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(自2018年3月1日 至2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2018年3月1日残高	100	1,645	1,296	2,941
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額(合計)	-	-	-	-
2019年2月28日残高	100	1,645	1,296	2,941

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2018年3月1日残高			91			2,700	△1,716
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)			△204	△204		△204	
自己株式の取得					△0	△0	
事業年度中の変動額(合計)	-	-	△204	△204	△0	△204	
2019年2月28日残高	91	2,700	△1,920	871	△86	3,826	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年3月1日残高	13	13	4,044
事業年度中の変動額			
当期純損失(△)			△204
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△6	△6	△6
事業年度中の変動額(合計)	△6	△6	△210
2019年2月28日残高	7	7	3,834

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月17日

株式会社 スリーエフ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依 ⑧

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリーエフの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月17日

株式会社 スリーエフ  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリーエフの2018年3月1日から2019年2月28日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月18日

株式会社スリーエフ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 古 莊 博 一 ㊞

監 査 役 永 田 俊 雄 ㊞

監 査 役（社外監査役） 玉 澤 健 児 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（4名）が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>やま ぐち ひろ し 山口 浩 志 (1967年7月24日生)</p> <p>【在任年数】 5年</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1992年4月 当社入社</p> <p>2003年5月 当社経営企画室長</p> <p>2006年3月 当社マーケティング部長</p> <p>2007年3月 当社マーケティング室長</p> <p>2012年9月 当社商品本部マーケティング部長</p> <p>2013年3月 当社執行役員マーチャンダイジング本部長</p> <p>2014年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長</p> <p>2016年5月 当社代表取締役社長</p> <p>2017年5月 ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長（現任）</p> <p>2018年3月 当社代表取締役社長兼コーポレート統括兼商品統括（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長</p>	4,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の代表取締役を務めるとともに連結子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。その豊富な経験と知見等を活かし、重要事項の意思決定及び業務執行を適切に行っていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>さく ち じゅん じ 菊 池 淳 司 (1959年5月5日生)</p> <p>【在任年数】 24年</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1995年2月 当社取締役</p> <p>2001年3月 富士シティオ㈱代表取締役社長</p> <p>2013年3月 当社取締役会長</p> <p>2016年5月 当社取締役（現任）</p> <p>2019年1月 富士シティオ㈱代表取締役会長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 富士シティオ㈱代表取締役会長</p>	384,923株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり流通小売チェーンの代表取締役を務めており、企業経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、その豊富な経験と知見等を活かし、経営全般に対する助言を行っていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> <small>ます だ いたる</small> <b>増田 格</b> (1952年2月9日生)	1974年4月 三井信託銀行(株)入社 1998年11月 同社業務企画部長 1999年6月 同社取締役業務企画部長 2000年4月 中央三井信託銀行(株)執行役員業務部長 2002年2月 同社常務執行役員 2006年5月 同社専務執行役員 2006年6月 同社取締役専務執行役員 2010年6月 同社代表取締役副社長 2012年4月 三井住友信託銀行(株)顧問 2012年5月 当社取締役(現任) 2012年6月 京成電鉄(株)社外監査役 2016年6月 (株)日本製鋼所社外監査役(現任) 2017年5月 富士シテイオ(株)社外取締役(現任) 2017年6月 日本紙パルプ商事(株)社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本紙パルプ商事(株)社外取締役 富士シテイオ(株)社外取締役 (株)日本製鋼所社外監査役	0株
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたり企業経営に従事し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営を監督するとともに当社の経営全般に助言を行っていることから、コーポレート・ガバナンス強化に寄与するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		
4	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> <small>ます き のぶ よし</small> <b>鈴木 伸佳</b> (1965年9月17日生)	1997年11月 司法試験合格(第51期) 1999年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所 2011年8月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所所長(現任) 2016年11月 俺の(株)社外取締役 2017年5月 当社取締役(現任) 2018年7月 俺の(株)監査役(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木伸佳法律事務所所長 俺の(株)監査役	0株
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 弁護士として豊富な専門知識・経験を有しております。当社におきましても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、コンプライアンスの観点から当社の経営を監督するとともに当社の経営全般に助言を行っていることから、コーポレート・ガバナンス強化に寄与するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 取締役候補者山口浩志氏は、(株)エル・ティーエフの代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には取引関係がありません。  
 また、取締役候補者菊池淳司氏は、富士シテイオ(株)の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別の利害関係はありません。  
 なお、他の取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役候補者であります。  
 なお、両氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
3. 独立社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。この基準を満たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役永田俊雄氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<b>再任</b> <small>なが た とし お</small> <b>永田 俊雄</b> (1955年2月14日生) 【在任年数】 6年 【取締役会出席状況】 17回/17回中 【監査役会出席状況】 16回/16回中	1977年4月 富士シティオ㈱入社 2004年5月 同社販売本部長 2006年1月 同社人事部長 2008年5月 同社取締役 2012年5月 同社常務取締役 2013年5月 当社監査役(現任) 2019年1月 富士シティオ㈱代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 富士シティオ㈱代表取締役社長	3,932株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 流通小売チェーンの代表取締役を務めており、企業経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、その豊富な経験と知見等を活かし、監査役としての役割を適切に担っていることから、今後も当社の経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き監査役候補者としております。		

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<small>いわ せ いち お</small> <b>岩瀬 一雄</b> (1948年4月7日生)	1971年4月 ㈱横浜銀行入社 1999年4月 同社執行役員横須賀支店長 2001年6月 横浜振興㈱代表取締役社長 2005年6月 横浜丸魚㈱常務取締役執行役員 2007年6月 同社代表取締役社長 2015年12月 ㈱むらせ取締役(現任) 2016年6月 横浜丸魚㈱代表取締役会長 2017年6月 同社取締役会長 (重要な兼職の状況) ㈱むらせ取締役	0株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 長年にわたり企業経営に従事し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として、補欠監査役候補者としております。		

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は社外監査役候補者であります。

なお、岩瀬一雄氏が就任をした場合には、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにOAG監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役会がOAG監査法人を会計監査人の候補とした理由は、現任会計監査人の在任期間が24年と長期に渡ったことから、新たな視点での監査を期待することに加え、国内法人の監査に特化していることにより、当社の事業規模に適した効果的かつ効率的な監査対応が可能であること、並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	OAG監査法人		
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市江の木町17-1 コンパノビル6階		
沿 革	2009年5月	OAG監査法人設立	
	2012年4月	上場会社監査事務所登録	
	2016年1月	東京都千代田区に東京事務所設立	
概 要	資本金	24百万円	
	構成員	社員	6名
		特定社員	1名
		公認会計士	18名
		公認会計士試験合格者	1名
		その他	9名
		合計	35名
	監査関与法人	23法人 (2019年3月末日現在)	

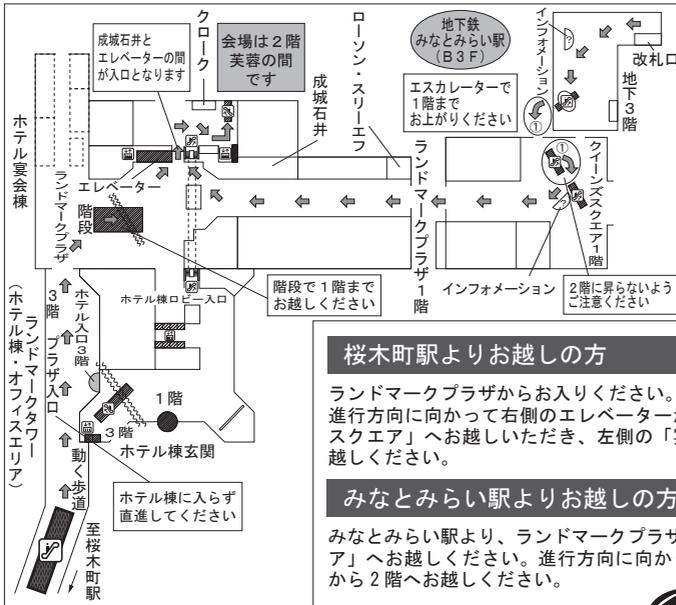
(注) OAG監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。

以 上

# 株式会社スリーエフ 株主総会会場ご案内図

**日時** 2019年5月30日(木曜日) 午後10時

**会場** 横浜ロイヤルパークホテル 2階「芙蓉の間」  
 ※ホテル宴会棟1階入口からお入り願います。  
 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 221-1111(代表)



## 桜木町駅よりお越しの方

ランドマークプラザからお入りください。  
 進行方向に向かって右側のエレベーターか階段で1階の「ガーデンスクエア」へお越しいただき、左側の「宴会棟入口」から2階へお越しください。

## みなとみらい駅よりお越しの方

みなとみらい駅より、ランドマークプラザ1階の「ガーデンスクエア」へお越しください。進行方向に向かって右側の「宴会棟入口」から2階へお越しください。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。